

令和3年度（2021年度）決算に基づく
健全化判断比率等審査意見書

熊本市監査委員

熊 監 発 第 1 2 5 号
令和4年（2022年）8月5日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市監査委員 津 田 征士郎

熊本市監査委員 満 永 寿 博

熊本市監査委員 井 上 学

熊本市監査委員 高 島 剛 一

令和3年度（2021年度）決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度（2021年度）熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の着眼点	1
第3	審査の主な実施内容	1
第4	審査の実施場所及び日程	1
第5	審査の結果	2
1	健全化判断比率について	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
(2)	健全化判断比率の算定項目の前年度との比較	3
2	資金不足比率について	5
(1)	資金不足比率の状況	5
(2)	資金不足比率の算定項目の前年度との比較	5

参考資料

資料1	指定都市の状況（令和2年度〔2020年度〕）	8
資料2	健全化判断比率の推移	10
資料3	用語の解説	11

注 意 事 項

各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」… 記載すべき比率、数値がないことを表すもの。

「△」… 数値の減少を表すもの。

(関係条文)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

審査の対象とした比率は、令和3年度（2021年度）熊本市決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。

会計区分

会計区分			健全化指標の適用範囲	
一般会計等	一般会計			
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計		
		産業振興資金会計		
		公共用地先行取得事業会計		
		植木中央土地区画整理事業会計		
		奨学金貸付事業会計		
	公債管理会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計			
		国民健康保険会計		
		介護保険会計		
		後期高齢者医療会計		
公営企業会計	公営企業に係る会計	法非適	競輪事業会計	
		法適用	農業集落排水事業会計	
			病院事業会計	
			水道事業会計	
			工業用水道事業会計	
			下水道事業会計	
交通事業会計				

第2 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点として実施した。

第3 審査の主な実施内容

審査に当たっては、各比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係部局より提出された証書類との照合点検等を行い、計数の正確性について審査を実施した。

第4 審査の実施場所及び日程

実施場所：監査事務局執務室

日 程：令和4年（2022年）7月11日（月）から同月27日（水）まで
 （令和4年〔2022年〕7月11日〔月〕概況説明）

第5 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 健全化判断比率の状況

令和3年度（2021年度）熊本市決算における健全化判断比率は次のとおりである。

健全化判断比率及び早期健全化基準

（単位：％）

	令和3年度（2021年度）	令和2年度（2020年度）	早期健全化基準
ア 実質赤字比率	—	—	11.25
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.25
ウ 実質公債費比率	5.4	6.0	25.0
エ 将来負担比率	104.6	121.9	400.0

ア 実質赤字比率について

令和3年度（2021年度）決算における一般会計等の実質収支額は66億8,185万円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準11.25%を下回っている。

イ 連結実質赤字比率について

令和3年度（2021年度）決算における一般会計等に公営事業会計（公営企業会計を含む。）を加えた連結実質収支額は354億6,459万円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準16.25%を下回っている。

ウ 実質公債費比率について

令和3年度（2021年度）決算における実質公債費比率は5.4%（前年度比△0.6ポイント）で早期健全化基準25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

令和3年度（2021年度）決算における将来負担比率は104.6%（前年度比△17.3ポイント）で早期健全化基準400.0%を下回っている。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（指定都市の状況及び健全化判断比率の推移は、資料1、2を参照）

(2) 健全化判断比率の算定項目の前年度との比較

令和3年度（2021年度）決算における健全化判断比率と令和2年度（2020年度）決算における健全化判断比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

実質赤字比率

(単位：千円、%)

	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	差引増減
実質赤字比率	—	—	—
一般会計等の実質赤字額	△ 6,681,848	△ 5,561,344	△ 1,120,504
一般会計	△ 6,164,605	△ 5,077,159	△ 1,087,446
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	△ 274,179	△ 226,154	△ 48,025
産業振興資金会計	△ 223,238	△ 203,738	△ 19,500
公共用地先行取得事業会計	0	0	0
植木中央土地区画整理事業会計	△ 16,902	△ 46,819	29,917
奨学金貸付事業会計	△ 2,924	△ 7,474	4,550
公債管理会計	0	0	0

(注) 表中、負の値(△)で示した額は黒字であることを表す。

連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	差引増減
連結実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字額	△ 35,464,585	△ 39,138,958	3,674,373
一般会計等の実質赤字額	△ 6,681,848	△ 5,561,344	△ 1,120,504
国民健康保険会計	△ 1,468,331	△ 398,689	△ 1,069,642
介護保険会計	△ 2,290,578	△ 6,880,778	4,590,200
後期高齢者医療会計	△ 314,806	△ 321,927	7,121
競輪事業会計	△ 140,271	△ 204,636	64,365
農業集落排水事業会計	△ 10,400	△ 8,536	△ 1,864
病院事業会計	0	0	0
水道事業会計	△ 15,482,775	△ 14,198,886	△ 1,283,889
下水道事業会計	△ 8,414,049	△ 10,700,621	2,286,572
工業用水道事業会計	△ 18,129	△ 18,099	△ 30
交通事業会計	△ 643,398	△ 845,442	202,044

(注) 表中、負の値(△)で示した額は黒字であることを表す。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

	令和3年度 (2021年度)			令和2年度 (2020年度)	差引増減
実質公債費比率	5.4			6.0	△ 0.6
	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)		
単年度比率	4.722	5.715	5.862		
地方債の元利償還金(A)	31,368,217	28,558,828	35,114,988		
準元利償還金等(B)	8,194,801	7,763,814	7,432,605		
(A)(B)に充てられる特定財源	8,166,184	5,940,572	12,173,334		
(A)(B)に係る基準財政需要額算入額	22,596,517	20,388,287	20,259,183		
標準財政規模	208,961,462	195,249,864	192,806,403		

(注) 実質公債費比率の算定は当該年度を含めた3箇年の平均で算定するため、各年度の数値を記載している。

将来負担比率

(単位：千円、%)

	令和3年度 (2021年度)		令和2年度 (2020年度)	差引増減
将来負担比率	104.6		121.9	△ 17.3
将来負担額	643,815,039		637,470,929	6,344,110
地方債現在高	508,448,350		496,550,892	11,897,458
公営企業債等繰入見込額	67,653,431		70,323,114	△ 2,669,683
退職手当負担見込額	66,494,257		69,224,776	△ 2,730,519
組合負担等見込額	34,800		18,995	15,805
債務負担行為に基づく支出予定額	1,184,201		1,353,152	△ 168,951
充当可能財源等	448,870,899		424,141,197	24,729,702
充当可能基金	39,349,053		28,209,645	11,139,408
充当可能特定歳入	37,212,310		29,581,062	7,631,248
基準財政需要額算入見込額	372,309,536		366,350,490	5,959,046

標準財政規模

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	差引増減
標準財政規模	208,961,462	195,249,864	13,711,598

2 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の状況

令和3年度（2021年度）公営企業会計決算における資金不足比率は次のとおりである。

資金不足比率及び経営健全化基準

（単位：％）

	令和3年度（2021年度）	令和2年度（2020年度）	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
交通事業会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	

令和3年度（2021年度）公営企業会計決算では、全ての会計で資金不足額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、経営健全化基準20.0％を下回っている。

(2) 資金不足比率の算定項目の前年度との比較

令和3年度（2021年度）決算における資金不足比率と令和2年度（2020年度）決算における資金不足比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

資金不足比率

(単位：千円、%)

項目		令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	差引増減	
法適用事業	病院事業会計	資金不足額	(注2) 0	(注2) 0	0
		流動負債額	2,278,779	1,968,941	309,838
		算入地方債	12,089,571	12,384,369	△ 294,798
		流動資産額	8,112,026	4,991,161	3,120,865
		解消可能資金不足額	12,384,368	12,678,578	△ 294,210
		事業規模	12,505,552	10,502,919	2,002,633
		資金不足比率	—	—	—
	水道事業会計	資金不足額	△ 15,482,775	△ 14,198,886	△ 1,283,889
		流動負債額	2,466,108	2,549,511	△ 83,403
		算入地方債	28,504	34,204	△ 5,700
		流動資産額	17,977,387	16,782,601	1,194,786
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	11,885,476	12,006,567	△ 121,091
		資金不足比率	—	—	—
	下水道事業会計	資金不足額	△ 8,414,049	△ 10,700,621	2,286,572
		流動負債額	4,519,107	4,501,544	17,563
		算入地方債	68,823	82,748	△ 13,925
		流動資産額	13,001,979	15,284,913	△ 2,282,934
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	11,298,064	11,261,241	36,823
資金不足比率		—	—	—	
工業用水道事業会計	資金不足額	△ 18,129	△ 18,099	△ 30	
	流動負債額	987	181	806	
	算入地方債	62	75	△ 13	
	流動資産額	19,178	18,355	823	
	解消可能資金不足額	—	—	—	
	事業規模	3,389	3,170	219	
	資金不足比率	—	—	—	
交通事業会計	資金不足額	△ 643,398	△ 845,442	202,044	
	流動負債額	417,030	558,190	△ 141,160	
	算入地方債	—	—	—	
	流動資産額	1,060,428	1,403,632	△ 343,204	
	解消可能資金不足額	—	—	—	
	事業規模	1,165,049	1,083,842	81,207	
	資金不足比率	—	—	—	

項目		令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)	差引増減	
法非適用事業 (宅造事業外)	農業集落排水 事業会計	資金不足額	△ 10,400	△ 8,536	△ 1,864
		歳出額	301,980	350,468	△ 48,488
		歳入額	312,380	359,004	△ 46,624
		解消可能資金不足額	—	—	—
		事業規模	34,137	33,177	960
		資金不足比率	—	—	—

(注1) 表中、資金不足額欄において負の値(△)で示した額は資金剰余が生じていることを表す。

(注2) 解消可能資金不足額を差し引いて、資金剰余が生ずる場合は資金不足額はゼロとする。

参考資料

資料1 指定都市の状況（令和2年度〔2020年度〕）

令和2年度（2020年度）決算に基づく健全化判断比率の状況（総務省ホームページより抜粋）

（単位：％）

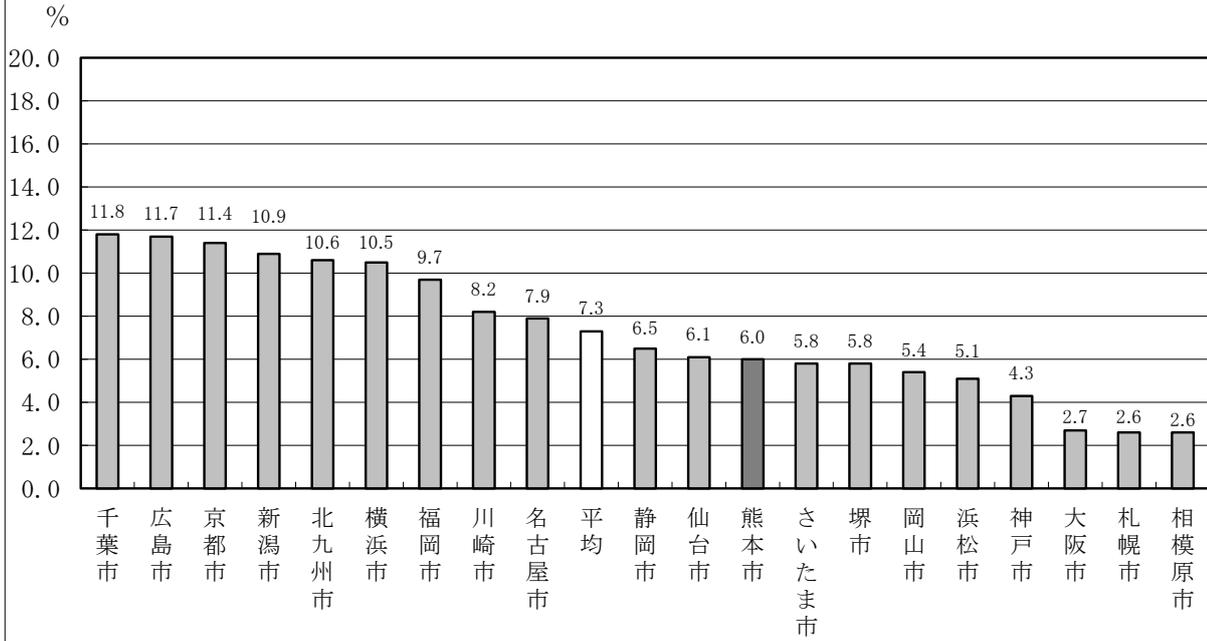
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	2.6	43.0
仙台市	—	—	6.1	71.2
さいたま市	—	—	5.8	28.2
千葉市	—	—	11.8	128.8
横浜市	—	—	10.5	137.4
川崎市	—	—	8.2	122.0
相模原市	—	—	2.6	23.9
新潟市	—	—	10.9	134.7
静岡市	—	—	6.5	48.8
浜松市	—	—	5.1	—
名古屋市	—	—	7.9	104.4
京都市	—	—	11.4	193.4
大阪市	—	—	2.7	5.3
堺市	—	—	5.8	5.0
神戸市	—	—	4.3	61.6
岡山市	—	—	5.4	—
広島市	—	—	11.7	174.7
北九州市	—	—	10.6	161.6
福岡市	—	—	9.7	107.1
熊本市	—	—	6.0	121.9
平均	—	—	7.3	86.0

令和2年度（2020年度）決算に基づく指定都市の健全化判断比率は上記のとおりであり、実質公債費比率の平均が7.3%、将来負担比率の平均が86.0%であった（いずれも加重平均）。

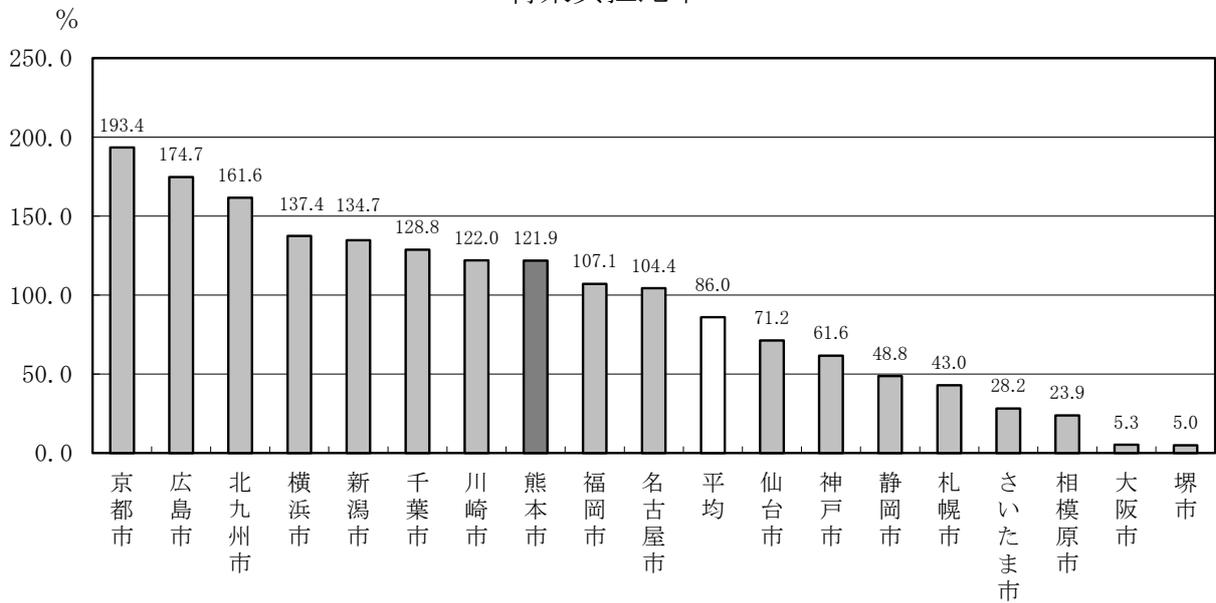
熊本市の令和2年度（2020年度）の実質公債費比率は6.0%で、指定都市の平均を下回っており、将来負担比率は121.9%で、平均を上回っていた。

なお、令和3年度（2021年度）の実質公債費比率は5.4%、将来負担比率は104.6%となっている。

実質公債費比率



将来負担比率

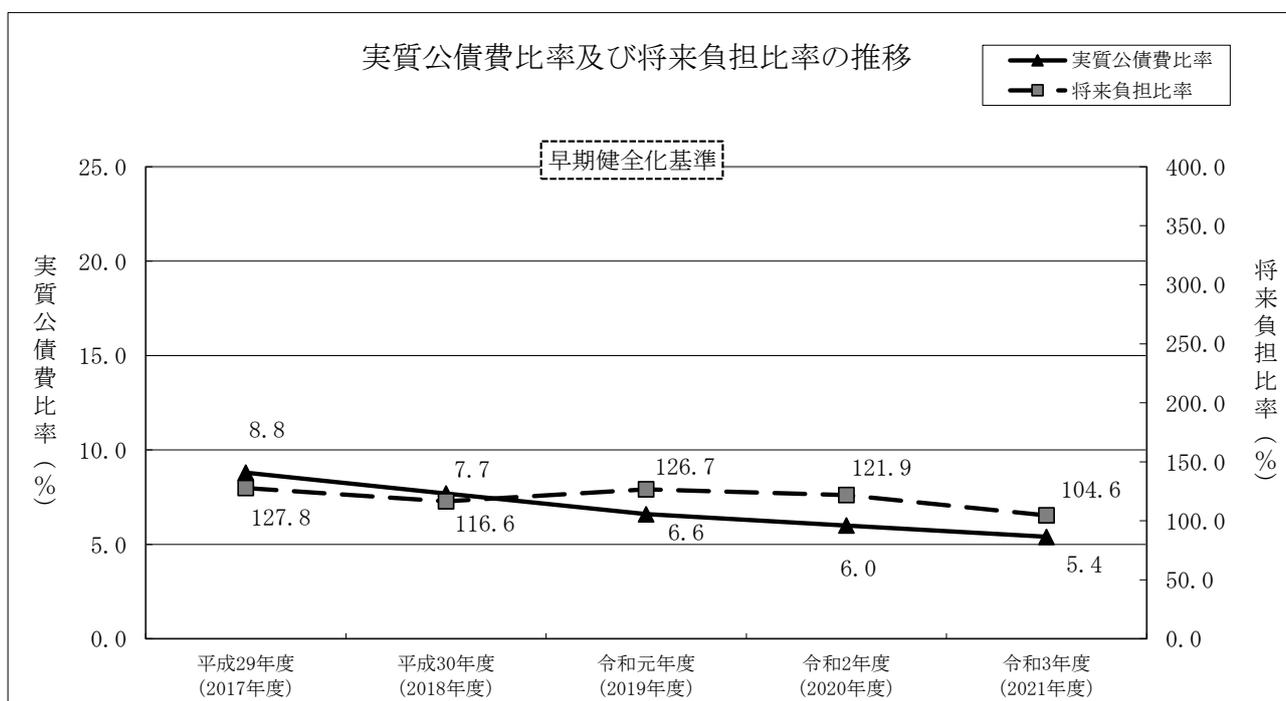


資料2 健全化判断比率の推移

熊本市決算における過去5年間の健全化判断比率の推移

(単位:%)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	8.8	7.7	6.6	6.0	5.4
将来負担比率	127.8	116.6	126.7	121.9	104.6



資料3 用語の解説

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体はこの健全化判断比率のいずれかが一定基準（早期健全化基準、財政再生基準）以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。以下、各比率を個別に説明する。

ア 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ウ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものといえる。

当該年度を含めた3箇年の単年度比率の平均により算出する。

実質公債費比率＝

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \quad \text{の3箇年平均}$$

エ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものといえる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

(2) 資金不足比率

公営企業会計における経営の健全性を判断するに当たり、公営企業会計ごとに資金不足比率の算定を行う。比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該企業は経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$